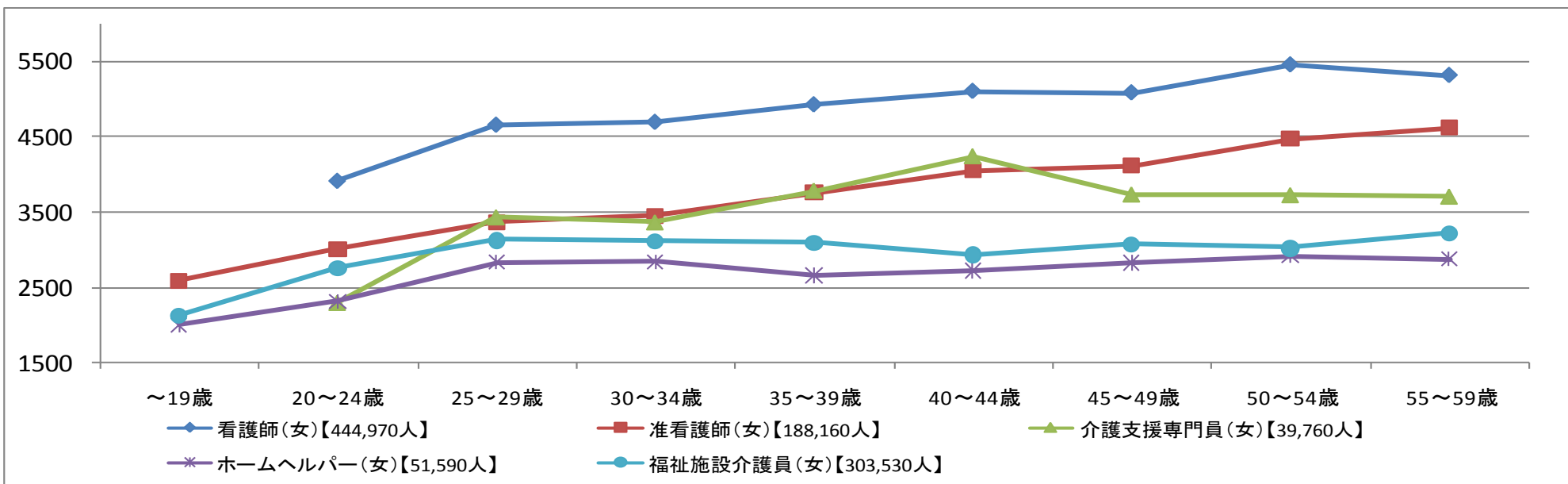


# 医療・介護関係従事者における職種別平均年収等

○ 医療・介護関係従事者は年齢による賃金水準の上昇は大きくは見られず、所定内賃金は平均で約200万円となっている。

(千円)



	男女計				男性					女性				
	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金	きまって支給する現金給与額	構成比(%)	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金	きまって支給する現金給与額	構成比(%)	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金	きまって支給する現金給与額
産業計	40.9	11.6	299.1	328.8	67.9	41.7	13.1	333.7	369.3	32.1	39.1	8.6	226.1	243.1
ホームヘルパー	43.9	4.4	194.4	211.7	16.2	36.3	3.4	207.8	242.7	83.8	45.4	4.6	191.8	205.6
福祉施設介護員	35.8	5.2	203.4	215.8	31.4	32.7	5.1	217.2	231.7	68.6	37.2	5.3	197.0	208.6

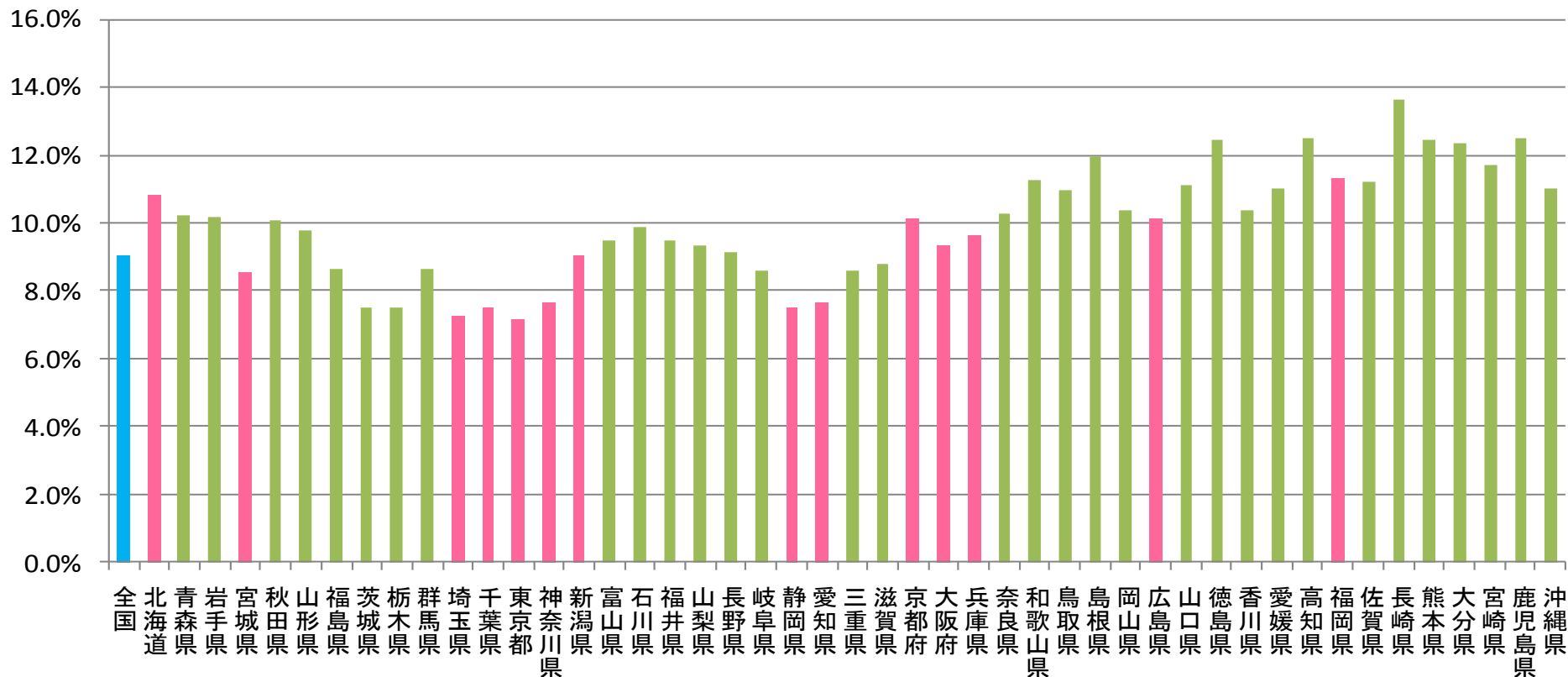
(資料出所)厚生労働省 『賃金構造基本統計調査』(2008)

(注) 常用一般労働者の年収を推計した。常用一般労働者は、常用労働者のうち短時間労働者以外の労働者。  
 年収=きまって支給する現金給与額×12ヶ月+特別給与額 とした。

# 都道府県別全産業における医療・福祉業の占める有業者の割合

○ 医療・福祉業の占める有業者の割合は約7～14%と、都道府県で見ればらつきがある。

## 全産業における医療、福祉業の占める有業者の割合



資料出所 : 総務省『就業構造基本統計調査』(2007)

(注)人口80万人以上(平成17年国勢調査)の政令指定都市が所在している道府県と東京都を桃色で表している。

# 諸外国の失業保険制度

	日本	アメリカ	イギリス
適用範囲	所定労働時間が週20時間以上で31日以上雇用見込みのある雇用者。65歳以上の者、公務員は適用除外。	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主の雇用者	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。ただし、特定受給資格者(倒産、解雇、雇止め等による離職者)については、離職前1年間に6か月で受給資格要件を満たす。</li> <li>・公共職業安定所に来所し、求職や再就職の能力及び意思があること。</li> <li>・自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。</li> </ul>	(州毎に異なるが、主な要件は以下の通り) <ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)ではないこと。</li> <li>・求職や再就職の能力及び意思があること。</li> <li>・離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと</li> <li>・常時40時間以上の就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行き、かつ直ちに就職し得ること。</li> <li>・過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること。</li> </ul>
給付水準 (※ 就労による収入がある場合の給付)	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%) ※ 1日の労働時間が4時間未満の場合は減額して支給。(4時間以上の場合は当該就労日分は不支給。)	州毎に異なるが、おおむね課税前所得(平均週給)の50% ※ 収入額に応じて給付額を減額。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満: 週35.65ポンド</li> <li>・18～24歳: 週46.85ポンド</li> <li>・25歳以上: 週59.15ポンド</li> </ul> ※ 収入が260ポンドを超える場合は減額して支給。
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90～360日	州毎に異なるが、おおむね最長26週 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	<保険料> 当該労働者の賃金総額の15.5/1000。失業等給付分として12/1000を労使が折半し、残り3.5/1000を雇用安定事業・能力開発事業分として使用者が負担する。  <国庫負担> 給付総額の13.75%	<保険料2009> 事業主が負担する州失業税(通常の失業給付費)及び連邦失業税(給付延長措置に係る費用の連邦政府負担分等)。3つの州を除き、被用者負担はない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・州失業税: 全米平均で約0.66%</li> <li>・連邦失業税: 0.8%</li> </ul> ※事業主から徴収されるのは年間支払賃金額の6.2%であるが、一定の条件を満たす場合は5.4ポイント分の控除がある。	<保険料> 労使の負担する保険料 ※イギリスでは失業保険や年金等を含む単一の社会保険制度である国民保険制度による。  <国庫負担> 原則なし ※ただし、給付財源が不足する場合には、給付に要する費用の17%まで国庫補助ができる。

(資料出所)  
 労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2009』  
 厚生労働省「2007～2008年 海外情勢報告」  
 Unemployment insurance benefits, 2007(OECD、2007)